

平成30年4月9日

朽木ゴルフ倶楽部会員の皆様へ

株式会社朽木ゴルフ倶楽部
代表取締役社長 前田 義 礼

民事再生手続開始の申立てに関するお詫びとお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社はこの度、大阪地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立てを行いました。まずは、本申立てに至ったことにつき、心よりお詫び申し上げます。

弊社は、平成13年に民事再生申立てを行い、その後、平成14年10月に債権者の皆様のご協力を得て再生計画案を認可して頂き、再建を目指して運営を続けて参りました。しかし、年会費収入の減少、自然災害による被害等に加え、恒常的な資金繰り不足からコース状況も悪化し、年々来場者数が減少することとなりました。

現在、弊社の資金繰りは極めて厳しい状況にあり、独力での再建は困難な状態にあります。当ゴルフ場の事業を維持・継続するためには、改めて民事再生手続の申立てを行い、スポンサーの支援を得て事業を承継させるほかないと考えられます。

既にスポンサーとしての支援を表明頂いている企業様が存在するため、今後は、同スポンサーの支援の下、当ゴルフ場の運営を継続していく予定です。本来であれば、民事再生手続開始の申立てに至る経緯や弊社の現状等につき、個別にご説明しお詫びすべきところですが、会員様が多数に上るため、現実的にそのような対応が困難と言わざるを得ません。そのため、右記の債権者説明会の開催をもってご説明に代えさせていただきたく存じます。何卒ご容赦ください。

過去の再生計画認可により経営再建のチャンスを受けていたにもかかわらず、今回の事態に至ったことにつきまして、改めてお詫び申し上げます。当ゴルフ場の事業の維持・存続のために、今一度ご理解とご協力を賜りたく、伏してお願ひ申し上げます。

敬 具

【民事再生手続申立代理人】

大阪市中央区北浜3丁目7番12号京阪御堂筋ビル8階 共栄法律事務所
弁護士 溝渕 雅男 木澤 圭一朗 宇根 駿人 中廣 利貴

民事再生手続開始の申立てに関するご連絡
(債権者説明会のご案内)

株式会社朽木ゴルフ倶楽部

代理人弁護士 溝渕 雅男

株式会社朽木ゴルフ倶楽部（以下、「当社」といいます。）は、平成30年4月9日、大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同日受理されるとともに、直ちに保全処分が発令されました。同保全処分に基づき、平成30年4月8日までの原因に基づき生じた債務を支払うことはできず、当社は、会員の皆様に対する預託金の返還を実施することもできない状態となっています。

また、当社は、当社の事業を再生させるため、スポンサーから支援を得て、同スポンサーに対して当社の事業を承継させることを予定しています。

今般、民事再生手続開始の申立てに至る経緯やスポンサーへの事業承継等につき皆様にご説明するため、下記の日時・場所において、債権者説明会を開催致します。ご出席される方は、当日、会場まで本はがきをご持参下さい（会場の都合により、ご出席はご本人様（法人の場合には1社につき1名）のみ・代理人不可とさせていただきます）。

なお、債権者説明会にご出席されない場合であっても、今後の手続等において不利益を受けることはありません。また、当社のホームページ（<http://www.kutsukigolfclub.co.jp/>）上においても、ご説明文を掲載する予定にしていますので、どうぞご高覧下さい。

その他、ご不明な点があれば、下記コールセンター宛にご連絡下さい。

皆様におかれましては、当社の事業の維持・存続にご協力頂きたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

【コールセンター】06-6222-5792（平日午前10時～午後5時）

【債権者説明会】日 時：平成30年4月15日（日曜日）

午後1時～（受付開始：午後0時30分～）

開催場所：グランドプリンスホテル京都 プリンスホール

〒606-8505 京都府京都市左京区岩倉幡枝町 1092-2

※ 当日ご出席されなくても、今後の手続等において不利益を受けることはありません。

※ 当日は混雑が予想されますので公共交通機関をご利用ください。会場の定員人数を超えるご来場があった場合、入場頂けない可能性もあります。